

平成16年 No.26

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程並びに東京学芸大学入学料
免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程

承認経過

平成16年 9 月 1 日 教育研究評議会 承認

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程並びに東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年 9 月 2 日

東京学芸大学長
鷲 山 恭 彦

平成16年規程第53号

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程並びに東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和45年規程第 2 号）並びに東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程（昭和63年規程第 3 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

改 正 (案)	現 行
〔省略〕 (免除の総額及び免除の額) 第4条 前条第1号及び第2号の規定による授業料の<u>免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。</u> 2 前条第1号及び第2号の規定による授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額又は半額とする。 〔省略〕 (免除の総額及び免除の額) 第14条 前条第1号の規定による寄宿料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。 2 前条第1号の規定による寄宿料の免除の額、期間等は、別に定める。 第15条 〔省略〕 第16条 〔省略〕 附 則 <u>この規程は、平成16年9月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (免除) 第3条 授業料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。 (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 (2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合 (3) 休学を許可した場合 (4) 死亡又は行方不明のため除籍した場合 (5) 授業料の未納を理由として除籍した場合 (6) 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合 (免除限度額) 第4条 前条第1号及び第2号の規定による授業料の免除は、学長が、<u>年度当初に文部科学省からの通知に基づき、授業料免除限度額の範囲内でこれを行う。</u> 〔省略〕 (免除) 第13条 寄宿料の額は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。 (1) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合 (2) 死亡又は行方不明のため除籍した場合 (3) 授業料の未納を理由として除籍した場合 第14条 〔省略〕 第15条 〔省略〕

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正について

改 正 (案)	現 行
〔省略〕 (免除の総額及び免除の額) <u>第4条 前2条の規定による入学料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。</u> <u>2 入学料の免除の額は、原則としてその全額又は半額とする。</u> <u>第5条</u> 〔省略〕 <u>第6条</u> 〔省略〕 〔削除〕 〔省略〕 (許可)	〔省略〕 (大学院研究科等の免除対象者) 第2条 本学の大学院教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科又は特殊教育特別専攻科（以下「大学院研究科等」という。）に入学する者（科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で、免除の対象となる者は、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合とする。 2 前項に規定するもののほか、次の各号の1に該当し、かつ、入学料の納付が困難であると認められる場合は、免除の対象とすることができる。 (1) 入学前1年以内において、本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡したとき。 (2) 入学前1年以内において、本学に入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。 (3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由があるとき。 (学部免除対象者) 第3条 本学の学部に入学者（科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。）で、入学料の納付が困難な者として免除の対象となる者は、次の各号の1に該当する場合とする。 (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したとき。 (2) 入学前1年以内において、本学に入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。 (3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由があるとき。 <u>第4条</u> 〔省略〕 <u>第5条</u> 〔省略〕 (免除の額) <u>第6条 第2条及び第3条の規定による免除の額は、入学料の全額又は半額とする。</u> 〔省略〕 (許可)

第9条 徴収猶予の許可は、第6条の規定を準用する。この場合において、「第2条及び第3条の規定による免除」とあるのは「第7条の規定による徴収猶予」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成16年9月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

第9条 徴収猶予の許可は、第5条の規定を準用する。この場合において、「第2条及び第3条の規定による免除」とあるのは「第7条の規定による徴収猶予」と読み替えるものとする。